

Title	後鳥羽天皇を偲び奉る(平泉澄著, 水無瀬神宮社務所発行)
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1939
Jtitle	史学 Vol.17, No.4 (1939. 7) ,p.159(687)- 160(688)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19390700-0159

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二節に伴出せる須惠器に關する記述があり、第三節に於いては瓦の成分に關する化學的研究結果が發表されて居る。之は主として瓦の色調と硬度に關する研究であるが、多くの示唆に富み本書中、最も注目すべきものである。即ちその結果によれば本遺蹟出土古瓦に關する限り色調及び硬度の變化はその成分の如何によるものではなく、殆んど焼成度の相違によることが明かとなつた。つまり瓦の色調及び硬度は焼成温度の高低により、粘土中に含まれる鐵分の四三酸化鐵となるか、酸化第二鐵に變ずるか、によつて主として決定されることが判明したのである。寡聞な自分の知る範圍では此の研究結果は今回初めて明かにされた事實であり、之を學界に報ぜられたことに對して深く感謝の意を表したい。右の事實よりすれば、著者の説かれた如く、瓦の色調、硬度等から簡単に火災に遇つたものか、否かを決定し難いことが明白であり、從來の所説に大いなる改定を要する場合も少くないと思はれる。

第六章は仙臺附近の本遺蹟と關係深い他の瓦窯址の概説であり、第七章の本遺蹟出土古瓦と附近の瓦窯址、或ひは寺址、城址出土古瓦との比較研究と共に、全く著者の獨壇場であり、長年に互る氏の撓まざる研究の成果を惜し氣もなく發表、駆使されて居る所は壯觀である。此の二章を一讀しても、假令一部分なりと雖も、此の地方の古瓦に就き多大の啓發を受けることであらう。同時に古瓦研究法に關しても或る種の暗示を受けることが少くないと信ずる。

第八章は結論であつて、前七章を要約し、特に本遺蹟の瓦窯の構造復原に就いて述べられて居る。

本報告書の體裁は大體以上の如くであるが、要するに最近の考古學研究報告書として最も高く評價さるべき快著であると斷言して憚らず、發掘者、執筆者の飽く迄眞面目な研究態度に敬意を表すると共に、第二、第三の報告書が同調査部より陸續として刊行されんことを希望して止まない次第である。(清水潤三)

後鳥羽天皇を偲び奉る

(水平泉 澄著)
水無瀬宮社務所發行

本年は後鳥羽天皇の崩御の後七百年に相當するを以て、三月一日其の奉祀の官幣中社水無瀬宮に神宮の嘉號を賜ひ、且つ官幣大社は昇格せられ、四月四日神宮に於ては嚴かに御式年祭が行はれ、又記念として本書の刊行を見るに至つた。

本書は卷初に於て、天皇の承久討幕の動機を一婦人龜菊の所領問題に歸する舊説を排して、其の計畫は既に十數年前にありしと證明せられ、それは承元元年十一月白河に最勝四天王院を創建せられし頃で、こゝにて幕府調伏の祈願を行はして、且つこゝを以て其の參謀本部となし、其の參謀格は、僧侶に於ては二位法印尊長と、武士に於ては能登守藤原秀康であり、討幕の準備は着々と進められたが、先づ王政復古精神の作興として、文事にありては朝儀の復興と其の習禮を履行はしめ、更に親しく世俗深淺秘抄を著はされ、皇子順德天皇も亦禁秘抄を撰ばせられ、武事にありては、自ら弓馬を鍛鍊、鍛刀を奨励せられ、承久三年五月十五日愈々其の時至り機熟したりとなし、討幕の大旗を翻された。然し不幸衆寡敵せず、官軍忽に敗北を以て終局し、其の處分は實に苛察冷酷を極

め、斬罪に處せらるゝ者多く、更に長くも七月九日仲恭天皇の御讓位、御堀河天皇の御受禪となり、十三日後鳥羽天皇の隱岐遷幸、二十一日の順徳天皇の佐渡、閏十月十日土御門天皇の土佐に夫々遷幸となつた。後鳥羽天皇は御發輦の前七月八日鳥羽殿に於て御剃髮、藤原信實を召して宸影を寫さしめ之れを御母七條院に贈られ、十二日御發輦、八月五日隱岐國海士郡荻田郡現在海士村の行宮に御着、爾後、十九年の長年月の間幽居の御身となり、遷幸の御望も叶はせられず、延應元年二月二十二日遂に崩御、時に寶算六十歳同地に於て御火葬し其の御遺骨は北面の武士左衛門尉能茂入道西蓮法師が首に懸けて大原に至り、其の法華堂に納め奉つた。これ即ち後の大原陵である。又御遷幸の後、水無瀬の御殿を守護したる藤原信成親父子は遺勅を奉じ御殿の地に御影堂を建立し、御影二幅等を収めて御靈となし、朝夕、在ます如く奉齋し、子子孫孫相承けて七百年の今日に至る迄、終始至誠を以て奉仕し來るは寔に敬嘆すべきである。

猶ほ天皇崩御の後、百年にして其の精神は後醍醐天皇に承けつがれ討幕は貫徹し、一時なりとも王政は復古せられ、正平年中、後村上天皇は御立願ありて御願文を納められしも、南風競はず再び武家の世となり、更に六百年にして明治天皇の維新大業によりて天皇の御志は遂に全く成就せられるに至つたのである。

余本書を一讀し、先年、官命を以て隱岐に航し行宮の址並に御火葬塚等を拜調し、更に前後二回水無瀬宮に參拜し宸翰宸影を拜觀せしことを想起し感慨無量、方今國家内外多事なるに際會し益々神威を景仰し、神慮の加護を以て興亞の成業を祈つて止まざ

ると共に、著者の筆勞に對して敬謝の意を表す。

因に隱岐國に於ては本年の式年祭を機會に地を撰び隱岐神社を創建し、四月四日鎮座祭を行ひ、御靈を慰め奉つると共に、神徳の顯揚に努め居る。時に余左の一首を奉獻した。(昭和十四、四、廿、武田勝藏)

やすらかに鎮りませと島人の

新にいづく隱岐のみやしる

八坂神社文書

(官幣大社八坂神社發行)

本書は昭和五年京都市官幣大社八坂神社に收藏せられたる舊社務執行實壽院建内氏傳來の文書記録二千三百六十餘點を上下兩卷に分ち、同神社叢書第三回兩輯に充てられたものである。編纂は宮地直一博士監編の下に、廣野三郎氏の整理分類に當りしもので、これを總記・崇敬・祭儀・社殿・調度・神輿・末社・社僧・社人(以上上卷)壇内・社領・算用・寶物・法規・文學・雜(以上下卷)の十六款に布類せられ、其の各款の排列は年代順により、年代不明のものは推定に依り其の時代別の末に載せられる。

抑も本社は古來、祇園社・祇園天神・牛頭天王の名を以て呼ばれ、三十二社の一に數へられ、朝野の尊崇頗る厚く、其の祭禮は日本三大祭禮の一として人口に膾炙せられてゐる。又本社は貞觀十八年常住寺の僧團如が山城國八坂郷に勸請せしに始まり、後、元慶年中藤原基經が形勝優麗なる現社に精舎を建立し、觀慶寺感神院と號し、其の處に本社を遷し、以來歷朝の御崇敬深く、圓融